十九　広島県条例第九条の規定による広島県知事及び広島県条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町長への送付を経た広島県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類	三　法第五十三条第一項第三号に掲げる書類
二十　香川県条例第十三条第一項の規定による香川県知事及び香川県条例第六条に規定する地域を管轄する市町長への送付を経た香川県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類	一　北海道条例第十条第一項の規定により北海道知事が述べた意見を記載した書面
二十一　長崎県条例第十一条の規定による長崎県知事及び管轄市町村長への送付を経た長崎県条例第十条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類	二　岩手県条例第十一条第一項の規定により岩手県知事が述べた意見を記載した書面
二十二　大分県条例第九条の規定による大分県知事及び大分県条例第六条第一項の地域を管轄する市町村長への提出を経た大分県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類	三　宮城県条例第十条第一項の規定により宮城県知事が述べた意見を記載した書面
二十三　鹿児島県条例第十条の規定による鹿児島県知事及び鹿児島県条例第七条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た鹿児島県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類	
二十四　仙台市条例第九条第二項の規定による仙台市長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面	
二十五　さいたま市条例第十条第三項の規定によるさいたま市長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書面又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面	
二十六　川崎市条例第十三条第二項の規定による第一種行為者への送付を経た同条第一項の意見書の写し	
二十七　新潟市条例第十条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面	
二十八　名古屋市条例第十二条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見の写し	
二十九　京都市条例第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し	
三十　高槻市条例第九条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し	
三十一　枚方市条例第九条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し	
三十二　神戸市条例第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見の写し	
三十三　広島市条例第九条第二項の規定による広島市長への提出を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は同条第四項に規定する意見書が提出されなかった旨を記載した書面	
三十四　大月町条例第九条第一項の規定による大月町長への送付を経た大月町条例第八条の意見の概要を記載した書類又は大月町条例第九条第二項の書面	
三十五　福岡市条例第九条第一項の規定による福岡市長への提出を経た福岡市条例第八条の意見の概要を記載した書類又は福岡市条例第九条第二項の書面	

四　宮城県条例第二十七条第一項の規定により宮城県知事が述べた意見を記載した書面
五　秋田県条例第十条第一項の規定により秋田県知事が述べた意見を記載した書面
六　福島県条例第十一条第一項の規定により福島県知事が述べた意見を記載した書面
七　茨城県条例第十条第一項の規定により茨城県知事が述べた意見を記載した書面
八　埼玉県条例第八条第一項の規定により埼玉県知事が述べた意見を記載した書面
九　神奈川県条例第十二条第一項の規定により作成された実施計画審査意見書であって、同条第四項の規定により事業者への送付を経たもの
十　富山県条例第十条第一項の規定により富山県知事が述べた意見を記載した書面
十一　福井県条例第十二条第一項の規定により福井県知事が述べた意見を記載した書面
十二　山梨県条例第十三条第一項の規定により山梨県知事が述べた意見を記載した書面
十三　長野県条例第十一条第一項の規定により長野県知事が述べた意見を記載した書面
十四　岐阜県条例第十条第一項の規定により岐阜県知事が述べた意見を記載した書面
十五　静岡県条例第十四条第一項の規定により静岡県知事が述べた意見を記載した書面
十六　三重県条例第十条第一項の規定により三重県知事が述べた意見を記載した書面
十七　滋賀県条例第九条第一項の規定により滋賀県知事が述べた意見を記載した書面
十八　兵庫県条例第十二条第一項の規定により作成された第一次審査意見書であって、同条第三項の規定による事業者への送付を経たもの
十九　岡山県条例第九条第一項の規定により岡山県知事が述べた意見を記載した書面
二十　広島県条例第十条第一項の規定により広島県知事が述べた意見を記載した書面
二十一　香川県条例第十条第一項の規定により香川県知事が述べた意見を記載した書面
二十二　長崎県条例第十二条第一項の規定により長崎県知事が述べた意見を記載した書面
二十三　大分県条例第十条第一項の規定により大分県知事が述べた意見を記載した書面
二十四　大分県条例第二十五条第二項の規定により大分県知事が述べた意見を記載した書面
二十五　鹿児島県条例第十一条第一項の規定により鹿児島県知事が述べた意見を記載した書面
二十六　仙台市条例第十条第一項の規定により仙台市長が述べた意見を記載した書面
二十七　さいたま市条例第十一条第一項の規定によりさいたま市長が述べた意見を記載した書面
二十八　川崎市条例第十四条第一項の規定により作成された条例方法書審査書であって、川崎市条例第十五条の規定による第一種行為者への送付を経たもの